

市国民健康保険加入者(40～74歳)・後期高齢者医療制度加入者の皆さん

特定健診・健康診査はお済みですか

40～74歳の方は

特定健康診査を受診しましょう

平成20年4月からそれぞれの保険者が特定健康診査(特定健診)を実施することになっています。

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査です。病気の発症を予防するためには、40歳代から受診することが大切です。年1回受診し、生活習慣を見直しましょう。

① 国民健康保険加入者の特定健診

対象者には5月に特定健診の受診券を送付しています。まだ受診していない人は、期限内にできるだけ受診しましょう。

詳しくは下表をご覧ください。

② その他の健康保険加入者の特定健診

40～74歳で市国民健康保険以外の保険に加入している人は、保険

証に記載してある保険者(※)に連絡し、確認してください。

※保険者…全国健康保険協会、各種共済組合、健康保険組合等

後期高齢者医療制度加入者は

健康診査を受診しましょう

③ 後期高齢者医療制度の健康診査

後期高齢者医療制度の健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切な医療を受けていただくことが主な目的です。年1回受診し、自分の健康状態を常に把握しておきましょう。

対象者には5月に健康診査の受診券を送付しています。まだ受診していない人は、期限内にできるだけ受診しましょう。

詳しくは下表をご覧ください。

● 問い合わせ

健康増進課
☎ 2111 内線 150・151

① 国民健康保険の特定健康診査

対象者	40～74歳の市国民健康保険の被保険者 ただし、現在、糖尿病、高血圧および脂質異常症で服薬中の人は、特定保健指導の対象となりません。引き続き医療機関で治療を受けることにより、特定健康診査の受診は不要となります。
受診期限	11月30日(※)
自己負担額	2,000円
健診等機関	柳井医師会指定の医療機関
検査項目	問診、身体計測、打聴診、血圧測定、尿検査 血液検査(脂質、肝機能、血糖)、貧血検査、心電図
必要なもの	受診券、被保険者証、質問票

③ 後期高齢者医療制度の健康診査

対象者	後期高齢者医療制度被保険者
受診期限	平成24年3月31日(土)
自己負担額	500円
健診等機関	山口県医師会指定の医療機関
検査項目	問診、身体測定、血圧測定、尿検査 血液検査(脂質・肝機能・血糖)、貧血検査
必要なもの	受診券、被保険者証、質問票